

平成20年10月吉日

お客様各位

株式会社 沖縄海邦銀行

金利ステップアップ型積立式定期預金(すこやか・うりずん)
の名称変更および同預金規定の一部変更について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊行で取扱いしております「金利ステップアップ型積立式定期預金(すこやか・うりずん)」につきまして、今般、その商品性を踏まえ適切な名称にする必要があり、下記の通り名称を変更することとなりました。また、名称変更に伴いまして同商品規定についても一部変更がありますのでお知らせ致します。規定の変更内容につきましては、次頁の変更後の同商品規定に変更箇所を太字で表示しておりますので、ご確認をお願い致します。

尚、現在ご利用の同預金については預入金額、利息(特約利息含む)、一部払戻条件、解約条件等のお取引内容については、今般の名称変更に伴う影響は一切ありません。引続き従来同様にご利用ができます。

また、現在お客様のお手元にあります通帳は引続きご利用になれますが、新名称の通帳へ切替えを行うこともできます。ご希望される場合は、お手数ですが口座開設店もしくは最寄りの弊行営業店へお申し出下さい。お客様には何かとご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、口座開設店か最寄の弊行営業店又は下記のお問合せ先まで、ご連絡をお願い致します。

弊行は、今後とも地域の皆様に信頼される銀行を目指し努力してまいります。引続き、ご愛顧を賜りますよう宜しく願い申し上げます。

記

1. 通帳の名称変更について

現名称 金利ステップアップ型積立式定期預金(すこやか・うりずん)

新名称 金利ステップアップ型積立式**貯蓄預金**(すこやか・うりずん)

2. 金利ステップアップ型積立式貯蓄預金規定について

変更後の同規定は次頁に掲載しておりますのでご覧になって頂くようお願い致します。

お問合せ先

営業企画部 お客様サービス担当

TEL 0120-461-354(7-ダイヤル)

以 上

金利ステップアップ型積立式貯蓄預金規定

1.(預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1回5,000円以上の1,000円単位とします。
- (2) この預金は、口座振替によるほか、現金または現金自動預け払い機により預入れることができます。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2.(口座振替による預入れ)

- (1) 口座振替の方法により預入れる場合は、引落指定口座、振替日、振替金額等は、別に提出された所定の書面に記載のとおりとします。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出を省略するものとします。
- (2) 振替日が銀行休業日の場合は翌営業日を振替日とします。
- (3) 振替日において、引落指定口座の残高が振替指定金額に満たないときは、通知することなくその月の口座振替を行いません。
- (4) 引落指定口座、振替日等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止するときは、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

3.(預金の種類、期間等)

- (1) この預金は、預入された個々の預金(以下この預金を「個別預金」といいます)にあらかじめ満期日など預入期間の定めは行わないものとします。
- (2) 預入された個別預金は**貯蓄預金**とします。

4.(預金の支払時期)

この預金は、一部の払戻請求または解約の申出がある場合に利息とともに支払います。

5.(利息)

- (1) この預金の利息は、個別預金ごとに預入日から払戻請求日または解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

| | |
|-------------------|-----------------|
| 預入期間が6ヵ月未満の場合 | : 解約日における普通預金利率 |
| 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合 | : 年0.27% |
| 預入期間が1年以上2年未満の場合 | : 年0.30% |
| 預入期間が2年以上3年未満の場合 | : 年0.50% |
| 預入期間が3年以上4年未満の場合 | : 年0.65% |
| 預入期間が4年以上5年未満の場合 | : 年0.80% |
| 預入期間が5年以上の場合 | : 年1.00% |

注. 但し、日割計算の日数は、いずれも片落の日数とします。
- (2) この預金の利息は、金融情勢が変化した場合、当行の判断により前項に定める利率を下回らないことを条件として変更されることがあります。この場合、新利率は変更日以後に預入される個別預金から適用します。
- (3) 前項の金利変動がある場合は、届出のあった氏名、住所宛てに当行が通知書を送付します。
- (4) この預金の利息は、個別預金の付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6.(特約利息)

- (1) この預金の利息は、口座契約時点において18歳未満の扶養する子供を持つ世帯主または親と口座契約することにより、次項に定める特約利率を適用します。
- (2) 特約利率は、預入日から2年以上経過する個別預金に適用するものとし、次の口座契約時点における18歳未満の扶養する子供の人数に応じた利率を第5条第1項に定める利率に上乘せして適用します。

| | |
|-----------|----------|
| 子供1名の場合 | : 年0.10% |
| 子供2名の場合 | : 年0.15% |
| 子供3名の場合 | : 年0.20% |
| 子供4名以上の場合 | : 年0.25% |
- (3) 前項の特約利率は、口座契約日から5年の間に預入された個別預金に対して、預入日から5年後応当日の前日まで適用するものとし、以後は前項に定める特約利率の上乗せ適用は終了し、第5条第1項の利率を適用します。

7.(預金の解約等)

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

- (2) この預金残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、1,000 円以上 1,000 円単位で応じるものとし、個別預金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を一口毎に順次解約します。この場合、個別預金が払戻請求額を上回るときは、差額をこの預金に預入れるものとします。
- (3) この預金の払戻順序は、預入日から6ヵ月経過の個別預金を優先し、且つ、預入日から払戻日までの日数の少ないものからとします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所宛てに発信した時に解約されたものとします。
 - この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合
 - この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) この預金が、当行の定める期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することなくこの預金口座を解約することができるものとします。
- (6) 第4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

8.(通知等)

届出のあった氏名、住所宛てに当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

9.(届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10.(成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11.(印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12.(譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、**本条各項の定めにより相殺することができます。**なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) **相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。**
 - 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、**通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。**ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺され

るものとしします。

前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとしします。

- (3) **相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとしします。また借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとしします。**
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとしします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

以 上